

## 小出力発電設備

### 1. 小出力発電設備の定義

以下の要件を満たす設備を小出力発電設備とし、一般用電気工作物に区分

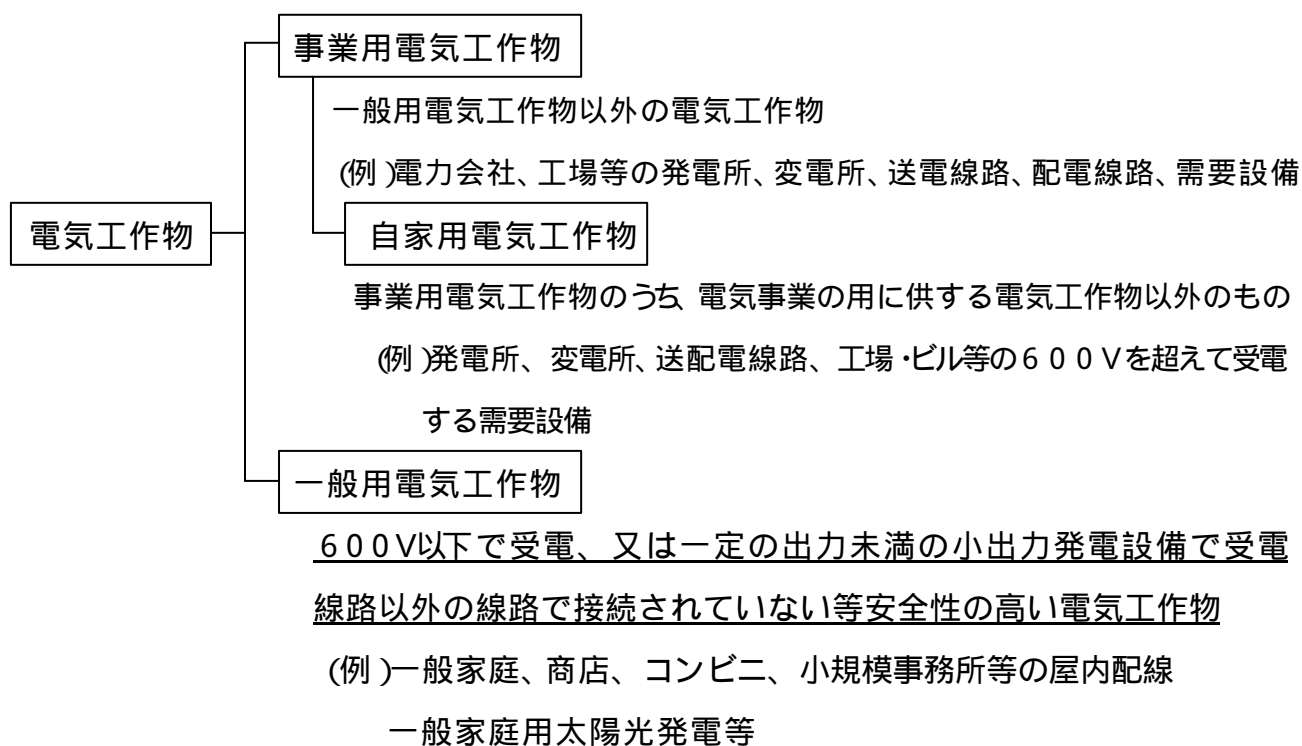
太陽光発電設備であって、出力 20kW未満のもの。

風力発電設備であって、出力 20kW未満のもの。

水力発電設備であって出力 10kW未満のもの(ダムを伴うものを除く)。

内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力 10kW未満のもの。

ただし、同一の構内に設置する上記の設備が電氣的に接続されそれら設備の出力の合計が 20kW以上となるものを除く。



## 2. 小出力発電設備に係る規制

	事業用電気工作物	一般用電気工作物	
		小出力発電設備	受電設備
保安規程		×	×
主任技術者		×	×
工事計画	(一部)	×	×
使用前自主検査	(一部)	×	×
溶接自主検査	(一部)	×	×
定期自主検査	(一部)	×	×
技術基準適合維持		×	×
技術基準適合命令			
電力会社の調査		×	

## 3. 小出力発電設備に係る安全性の考え方

小出力発電設備を位置付けるに当たっては、以下の要件を満たすものについて、導入実績等を踏まえ総合的に判断。

- ・燃料、可燃物を使用しないもの (火災事故が発生しないもの)
- ・回転機等駆動部分を有しないもの (機械的に安全なもの)
- ・異常運転時の安全性にすぐれているもの  
(非常停止装置等が技術基準で定められているもの)

小出力発電設備の種類	燃料・可燃物を使用しない	駆動部分を有しない	異常運転時に安全停止	運転実績が十分ある
太陽光発電			-	
風力発電		×		
水力発電		×	× ( )	
内燃力発電	×	×		
(今後導入が期待されるもの)				
小型ガスタービン	×	×		×
燃料電池 (固体高分子型)	×			×

:該当する × 該当しない